

障害年金

をご存じですか？



障害年金とは

病気やけがで、生活や仕事などが制限された場合に、現役世代のかたも含め、受け取れる年金です。

障害年金を受給するには

次の要件を全て満たす必要があります。

要件1 受給資格要件

障害の状態が障害認定日^{※1}時点で法令に定める障害の状態にあること。

要件2 保険料納付要件

- ①初診日^{※2}の属する月の2か月前までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間の保険料が初診日の前日において納付または免除されていること。
- ②①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の2か月前までの1年間に保険料の未納がないこと。

相談・手続窓口

[注意] 初診日の年金加入状況によって相談窓口が異なります。

初診日の年金加入状況	障害年金の種類	相談・手続窓口
・国民年金(第1号被保険者・任意加入者) ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所のあるかた ^{※3} ・20歳前のかた	障害基礎年金	春日部年金事務所または市保険年金課
・国民年金(第3号被保険者)		春日部年金事務所
・厚生年金(第2号被保険者)	障害厚生年金	春日部年金事務所(共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など)

※1 障害の原因となった病気やケガについて1年6か月を経過または以内に治った日(病状が固定した日)

※2 障害の原因となった病気やケガで初めて診療を受けた日 ※3 老齢基礎年金を繰り上げて受給している場合は対象外

問合せ

春日部年金事務所 ☎048(737)7112

保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149

いじめ・悪口で悩んでいるかたへ

迷わず電話をしてください

※IP電話からの接続不可

☎0120(007)110

いじめられている



SNSに悪口を
書き込まれている



部活動で暴力や
暴言を受けている



インターネット上の
トラブルに
巻き込まれている



学校や家の
ことで悩んでいる



周りにいじめで
困っている人がいる



相談担当者

法務局職員、人権擁護委員

※大人の利用可

※秘密厳守。安心して相談してください。

受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

※8月21日(火)～27日(火)は午後7時まで

※8月24日(土)・25日(日)は午前10時～午後5時



問合せ

さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048(851)1000 地域振興課人権担当 ☎0480(92)1111 内線385